

令和5年度withコロナ after コロナ社会における 地域に密着した多様な生活支援活動への支援助成 応募要項

社会福祉法人岩手県共同募金会

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症による影響や世界的な経済停滞が長期化する中、地域では、経済的に困窮する人や社会的に孤立する人の増加、固定化が大きな課題となり、継続した支援が求められています。

このような状況の中、岩手県共同募金会では、令和2年度から全国の共同募金会とともに、生活に困窮する人たちを支援する活動を資金的に支える全国キャンペーンの取組を展開してきました。

本会では、令和5年度も、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて顕在化した生活課題の解決や、コロナ禍の3年間で失われた生活の回復に向けて、地域に密着して行われる多様な生活支援活動への支援助成を実施します。

2 実施主体

社会福祉法人岩手県共同募金会

3 協 力

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

4 助成対象団体

5の助成対象活動を実施する民間非営利団体（法人格の有無は問わない）

5 助成対象活動

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて顕在化した生活課題の解決や、コロナ禍の3年間で失われた生活の回復に向けて、地域に密着して行われる多様な生活支援活動

なお、同じ事業内容での助成は、3年（年度）までとします。

(1) 対象となる活動例

- ・ 様々な要因から生活困窮の度合いを深めている家庭や子どもへの支援
- ・ 様々な要因から交流機会を失われた高齢者等への支援
- ・ 孤独な子育てを防止するための支援
- ・ その他、困りごとを抱えた人たちへの支援

※ 活動の効果や緊急性、経費の必要性が応募書から読み取れるものを優先して助成します。

(2) 営利を目的としない活動

(3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに行われる活動

※ 申請日より前に開始された活動も対象となります。

<助成対象外となるもの>

1回限りの活動、実費以上の利用料を得ているもの、連携団体が全くないもの、ボランティアの参加が全くないもの

6 助成対象経費

助成決定した活動を実施するために必要な次の経費

- ①食品・食材購入費
- ②消耗品費（事務消耗品、印刷消耗品、衛生用品、容器、食器等）
- ③食品等の配送費
- ④資機材費（支援活動を行う上で必要なもの。団体の備品は除く）
- ⑤ボランティア行事保険料
- ⑥会場賃借料（関係者が所有する会場は対象外）
- ⑦ボランティアの交通費（公共交通機関運賃又は車両1台1km当たり25円を上限とする）
- ⑧謝金（当該団体の役職員を除く。なお、謝金は助成総額の50%以内とする）
- ⑨広報費（チラシ等の印刷代）
- ⑩郵送料
- ⑪水道光熱費（1日当たり1,000円まで）
- ⑫送金手数料

※ 公的資金や他の助成金が充てられる経費は対象外となります。

7 助成額

(1) 助成総額

310 万円 (予定)

(2) 助成上限額

1 団体当たり 30 万円 (万円単位で助成)

8 応募方法

別紙応募書 (様式 1) に必要事項を記入し、下記の書類を添付して、本会まで郵送で提出してください。

【添付書類】

- 活動実績がわかるチラシ、パンフレット、会報等の書類 (これから活動を開始する団体は、予定する活動の内容がわかる書類)
- 助成金振込口座の通帳の写し (口座番号及び名義よみがなが記載されたページ)

9 応募スケジュール

募集回数	応募締切	助成決定
第 1 回	4 月 28 日 (金)	5 月中旬*
第 2 回	5 月 31 日 (水)	6 月中旬*
第 3 回	6 月 30 日 (金)	7 月中旬*

※ 助成総額を超える申請があった場合は、助成枠の調整等を行うため、助成決定時期が 7 月末となる場合があります (対象団体には、別途連絡します)。

10 助成決定等

- (1) 助成は審査により決定し、応募団体に通知します。
- (2) 助成決定する場合でも、申請額より減額となることがあります。
- (3) 助成決定した団体には、応募書に記載された振込口座に助成金の全額を送金します。
- (4) 活動終了後、1 か月以内に、助成事業完了報告書 (様式 2) に次の書類を添付して、本会まで提出してください。(最終締切日: 令和 6 年 4 月 30 日 (火))

【添付書類】

- 経費の領収書・レシート (領収書のみを提出する場合は、領収書に具体的な購入内容が記載されていること)
 - ※ 書類は全て、写しを提出してください。
 - ※ 領収書には、団体名の記載が必要です。
 - 活動の様子 (支援の様子) がわかる写真
 - ※ 画像データもメールで提出してください。なお、写真は、本会の広報紙や中央共同募金会への報告に活用する場合がありますので、公表可能なものをご提供ください。
 - 実施事業に係る広報紙、チラシ、印刷物等 (共同募金の助成であることの記載があるもの)
- (5) 個人のクレジットカード、電子マネー等による支払は、原則として認めません。
 - (6) 助成金に残金が生じている場合は、返還が必要となります (返還方法は、別途通知します)。
 - (7) 活動実態が確認できない場合は、助成を取り消し、助成金を返還していただく場合があります。

11 問合せ先

社会福祉法人岩手県共同募金会 (担当: 佐藤)

〒020-0831 盛岡市三本柳 8-1-3

電話: 019-637-8889 FAX: 019-637-9712

E-mail: iwate-kyoubo@iwate-shakyo.or.jp